

2. 筑後市

1) 試算結果・検討会まとめ

試算結果では、生ごみ資源化を行うことにより環境負荷面では大きく改善するものの、経済的には不利になる結果となりました。原因としては、現在一部事務組合により広域で可燃ごみ処理を実施しており、生ごみも焼却することを前提に施設が建設されているため二重投資になること等が考えられます。

検討会の中でも、住民の協力面で生活系生ごみの分別収集を全域で急に行うことは困難であるという意見が多くありました。しかし、生ごみの資源化については推進しなければならないとし、出来るところから取り組んでいく段階的な取り組みという方向で話が進みました。

事業系生ごみについては、生ごみの資源化料金の方が一部事務組合の施設における可燃ごみの処理料金より高くなる試算結果となっており、経済的なインセンティブが働きにくい課題があります。一部事務組合での処理料金については、実際には排出事業者が支払っている料金より高い経費がかかっており、その部分を税金で賄っているという課題があります。生ごみ資源化に取り組む排出事業者に何らかのメリットが生じるような対策を講じることが必要と考えられます。

本市は農業が盛んであり、本検討会にも多くの農業関係者に出席頂きました。農業サイドからの意見として、良質で安価、かつハンドリングがよい堆肥であれば利用したい、生ごみ量からすると全量使用しても不足するほど需要はある等があがっており、需要面では希望があります。モデル事業を行い出来た堆肥をまず農業で試験的に利用してみるという意見も出されています。

2) 今後の方向性

以上の検討結果を受け、今後の方向性を整理しました。なお、ここでの方向性については事務局からの提案であり、筑後市内部での了承を得たものではありません。

(1) 生活系生ごみについて

①段階的に生ごみ資源化を実施していく

一度に大規模な資源化を実施するのではなく、筑後市に適した資源化システムを模索しつつ、段階的に生ごみ資源化の輪を広げていきます。

- ・大規模な生ごみ資源化の実施は経済的負担が大きい
- ・全世帯での生ごみ分別は急には困難（将来的なシステムづくりへ向けた布石）

②資源化システムの構築について検討する

当面は小規模での生ごみ堆肥化を行うものとします。想定される対象者、システム案等は以下のとおりです。なお、コスト面の問題から当面は生ごみの収集運搬は想定せず、市民の持ち込みを想定します。

A.対象者についての検討

希望者（登録制等）のみを対象とするか、特定の地域を対象とするかについて検討します。

B.資源化方法についての検討

小型堆肥化装置で対応するか、地元農業法人と連携して対応するか検討を行います。

C.搬入形態についての検討

生ごみのまま搬入するか一次発酵後（乳酸発酵後[EM ポカシ]又は家庭用コンポスト）の堆肥を搬入するか、又は両方に対応するかについて検討を行います。

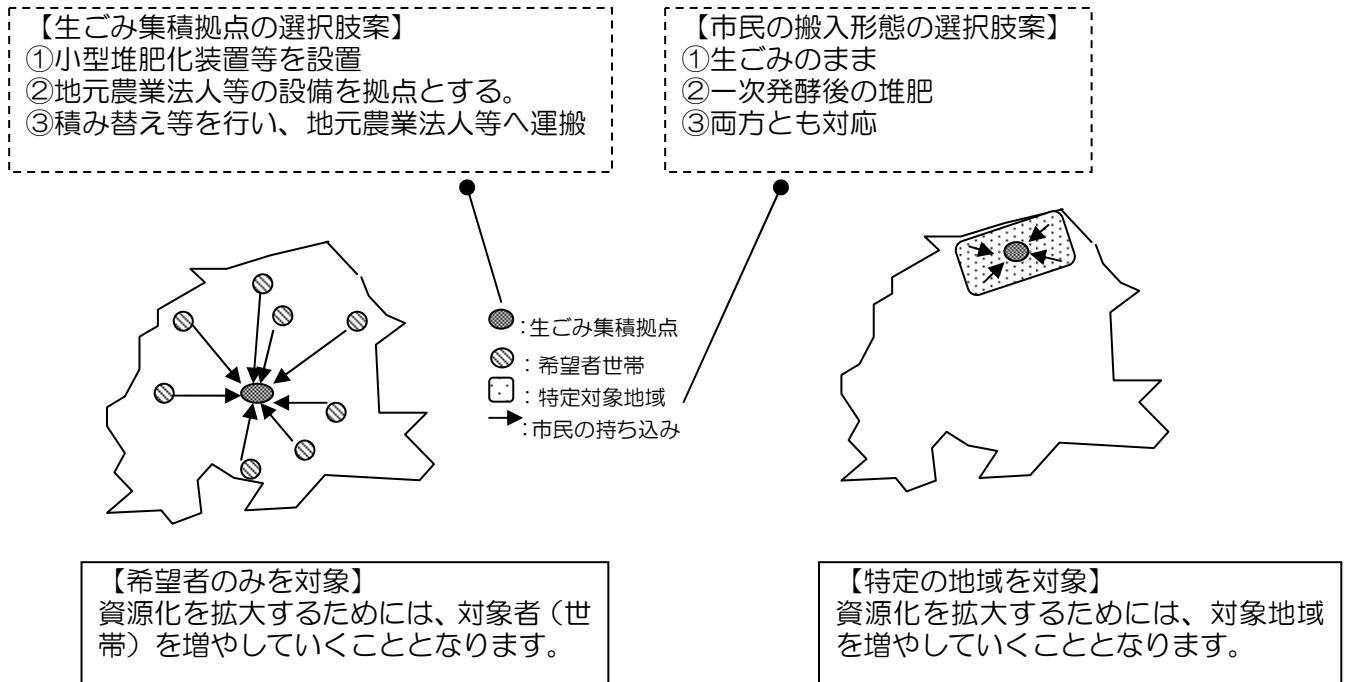


図2-4 生活系生ごみ資源化システムの構築について（案）

表2-5 選択肢とメリット・デメリット

		メリット	デメリット
対象者	希望者を対象	○不公平感が無く、メリットを与えやすくなる ○分別の徹底が容易であり、管理がしやすい	●場所によっては搬入距離が遠くなる。（持ち込みの困難性） ●距離により持ち込み頻度が低くなるのが想定されるので生ごみの直接持ち込みは不利である。 ●管理に専門の職員が必要となる。
	特定地域を対象	○近くにあるため、住民の持ち込みは容易であり、利便性は高い ○管理は地域住民で行える可能性がある	●分別の徹底が困難であり、管理する人が大変である。 ●特定地域のみでは不公平感があり、特にメリットを与えにくい。※
資源化方法	小型堆肥化装置	○設置は容易である	●生産された堆肥の二次発酵や利用先を確保する必要がある。
	地元の農業法人等	○堆肥がそのまま農産物の生産につながるため、循環しやすい。	●連携先農業法人等の確保が難航する可能性がある。
搬入形態	生ごみ	○住民の手間はかからない	●長期保管がきかないため、頻繁に搬出する必要がある。（距離が遠くなる人には不向き） ●悪臭や腐敗の可能性がある。
	一次発酵後の堆肥	○搬入回数が少ない ○悪臭や腐敗等の問題が生じにくい	●住民に手間と経費が生じる

※考え方によっては、メリットがあることが分れば、参加する地域が出てくる可能性もある。

③積極的に取り組む人に対するメリットについて検討する

- ・可燃ごみ処理料金（指定袋）の節約効果についてPRします。
- ・何らかの報酬（花の苗や野菜等）について検討します。
- ・市民が搬入しやすい受入れ体制について検討します。

④総合的な資源化システムの構築について検討する

- ・協力する市民、利用する農家にメリットがあり、行政コストも削減できるシステムを検討します。
- ・生ごみ堆肥を用いた実験を行い、有効性を検証していきます。
- ・農家が積極的に利用する堆肥の性状・価格等について検討します。
- ・生ごみ堆肥を活用した農産物の利用について検討します。
- ・農家以外の利用先・利用方法について検討します。

（２）事業系生ごみについて

①排出事業者に対する普及・啓発を実施する。

食品リサイクル法の多量排出事業者を始め、事業系生ごみを排出する事業者に対し、資源化方法等に関する情報提供・説明会の開催等の普及・啓発活動を実施します。当初は多量排出事業者を主な対象とし、その後中小規模の排出事業者の資源化を推進していく段階的な取り組みも考えられます。

②効率のよいシステム構築の支援

小型堆肥化装置を用いる排出事業者については、生産された堆肥の利用先確保について、関係者が協力して情報提供や農家等との調整を行います。

民間再生利用事業者での収集運搬を希望する排出事業者については、収集運搬コストを削減するため、量の確保等の面から関係者が協力して調整を行います。

③排出事業者への支援

事業系生ごみの資源化を推進すると、環境負荷面で改善されるとともに、市の経済的負担は減少します。一方で排出事業者の負担が増加することから、積極的に取り組む排出事業者が得するような支援策について検討します。また、併せて経済的なインセンティブが働くような仕組みについて検討を行っていきます。

また、積極的に取り組みを推進している排出事業者のPRを行う等の支援についても検討を行っていきます。

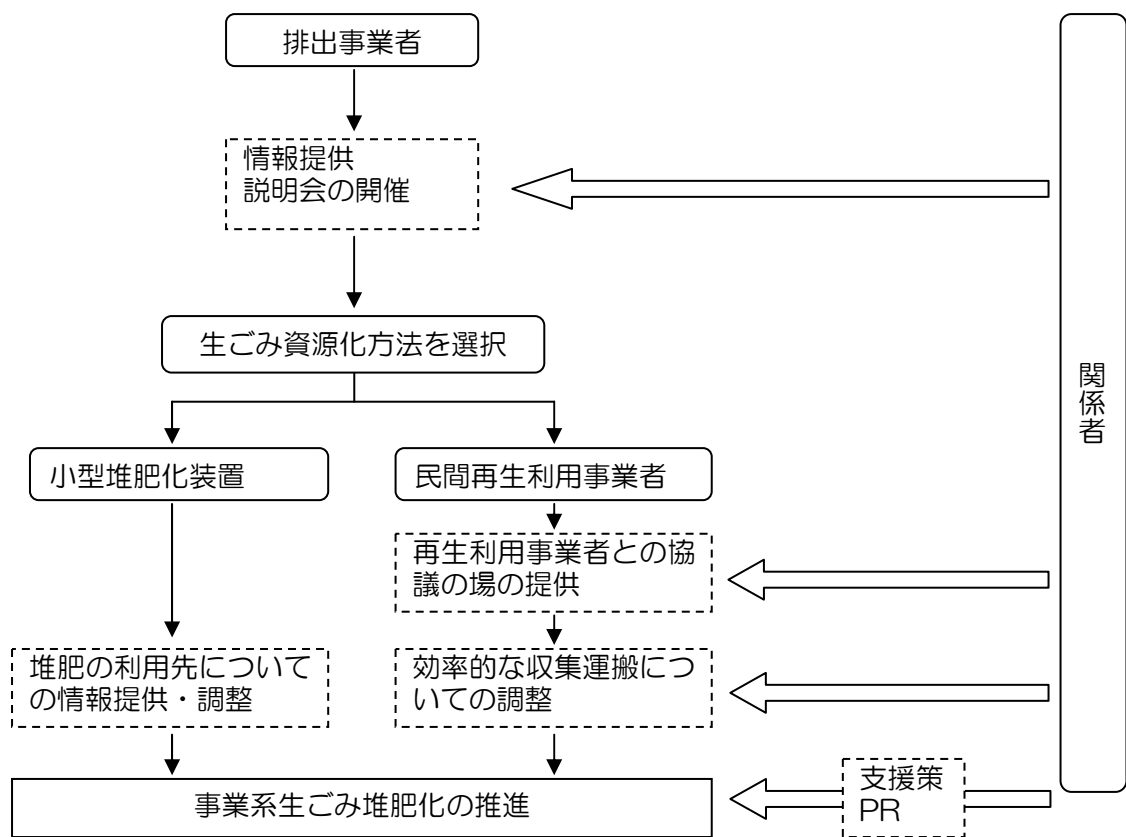


図2-5 事業系生ごみ資源化システムの構築について（案）

(3) 継続的な検討の実施

今後も継続的に生ごみ資源化について検討を行っていきます。